令和８年第３回定例会 総務文教常任委員会会議録

令和８年 10 月 14 日(水)

開会（9:57）

〇森本将司委員長

開会宣言。出席委員が 10 名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例 」１件である。

議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつをお願いしたい。

〇須貝副市長

おはようございます。まずは、９月 26 日に令和８年度の胎内市防災訓練を開催いたしまして、議員各位からも、ご参加をいただきましてありがとうございます。当日、ご説明いたしましたが、本年はいつもと違って二部構成で実施させていただきました。

第一部は、実動訓練ということで自主防災組織の皆さん、防災士の方々等参加のもと、土のう作成講習であったり、ＡＥＤ講習を実施いたしました。

第二部では、防災学習イベントということで、一般家庭向けの防災、減災を意識してもらう、ということで開催をいたしました。

参加者は、第一部は 300 名、第二部は 700 名、合計で 1,000 名の方にご参加をいただいたところでございます。今後も、引き続き市民ぐるみの防災減災行政というところを進めていきたいと思います。

またもう１つに、熊本地震発生から２か月超が経過をしてございますけれども、いまだ大勢の方が避難生活を強いられているという状況にあります。新潟県の各市町村では、チーム新潟を組織して、その１日も早い復興に向けた職員派遣ということで様々の任に当たっているところでございます。胎内市も熊本県の御船町に、９月 15 日から 21 日までの７日、３名の職員を派遣し、住宅の被害認定調査に当たって参りました。

今後につきましても、そのチーム新潟の構成メンバーとして、応援要請にお答えしながら復興支援に努めて参りたいと考えてございます。

本日は、条例改正１件でございます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議第 81 号　胎内市行政手続条例の一部を改正する条例

藤川総務課長説明

行政手続法の一部改正を受け、不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる聴聞、弁明の機会の付与といった意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、掲示場に掲示する従来の方法のほか、インターネットによる公表によっても行えるよう改正するもの。

質疑

○増子達也委員

新旧対照表の２ページの中段、第 22 条の下線のところなんですが、削除するということなんですけど、そうすると文面が少しおかしくなるんじゃないかなと思うのと、新旧対照表の１ページ目の４項のところで、当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるというところが今回の法改正だと思うんですが、これは非常にわかりづらいんですけれど、この当該事務所とはどこなのか、設置した電子計算機ということでパソコンだと思うんですけど、どこにパソコンを設置して閲覧するのかのその２点についてお願いします。

○藤川総務課長

新旧対照表の１行目については、加えるというような、改正でございますし、３行目については加えると削る改正が混在していますけれども、この形で問題ないというか、形で修正をさせていただいているものでございます。

それと１ページ目の第４項ですけれども、議員ご指摘の通り、大まかに言いますとインターネット上に、そういった方に、こういったものを、お送りしましたというような形でインターネット上に公表すると。また、市役所前に掲示板があるとこなんですけども、そこに掲示するか、または当該事務所にというのは、市役所になるんですけれども、市役所の総務課のところに、パソコンを置いて、そこでも閲覧ができるような形で、今後はそういうものを設置し、もし閲覧希望の方がいれば、そこで見てもらうというような形で対応するようなことを考えてございます。

○増子達也委員

新旧２ページ目の削るところは、本当にそれでいいのかと、それと、掲示板は、もうやめちゃうんですか。インターネットで公表するんじゃなくて、端末だけ総務課に置いてそこで見れますよという形にするのでしょうか。

○藤川総務課長

そうですね。新たに読みかえるというところで、このような表現で問題ないというところでが、後ほど回答させていただきます。

あと第１ページの４項のところなんですけれども、こちらは、基本的にインターネットで公表しますし、その出したものを事務所のパソコンにおいても閲覧できるようにしたいと考

えてございます。

〇増子達也委員
　市役所前の掲示板はやめるのか。インターネットだけにすると不利益を被る方のいるのではないかということも考えていかなければいけない。また、サーバーは自社か他社のものを使用しているのか。

〇藤川総務課長
　掲示板に掲示する又は事務所に設置したパソコンで表示できるということでして、議員おっしゃるように不利益のないように、掲示板に掲示することも併せて、続けていきたいというふうに思っております。
　また、次のサーバー等々の問題については、これに限らずになると思うんですけれども、市全体では、そういったインターネット等々の接続については、ウイルスですとか、対策等々、当然したところでのもとでの運用管理ということになっておりますけれども、安全安心な管理となるよう情報部門と連携して対応して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇増子達也委員
　昨今のサーバーは、一番固いところが破られているというところで、その辺を重々認識した上でこういった新しい取組は行っていくべきだなと思っていますのでその辺注意していただきたいなというふうに思っております。
ちなみに、サーバーは自社ですか、それとも他社ですか。

〇藤川総務課長
　確認して、答弁させていただきます。

〇須貝副市長
　今ほど増子議員の方から、注意というところで、サーバーのＡＩを活用したハッキングなりで、様々問題になっているところを本当に我々の事務のところでも注意していきたいと思います。また、個人情報というところのお話もございましたが、今回は行政手続法に基づく、公示送達の部分のところでございますので、そういった行政手続法に基づくものというところで、法律的に明確に裏付けされたものでございますので、それは国のガイドライン等々に則ってしっかりとお伝えをして参りますがそういったプライバシーの配慮というところも十分勘案しながらということになります。

〇藤川総務課長
　先ほどのサーバーの件なんですけども、他社のクラウドサーバーを借りて対応しているという状況でございます。

○渡辺秀敏委員
　個人情報の部分に関係するんですけれども、インターネットだと、不特定多数、全国的に閲覧できるわけですよね。その中で、その名宛人となる本人の情報が、名前とかでも、それが悪い人に悪用された場合、その名宛人が、損害を被ったということで、賠償請求する可能性があると思うんですよ。そうすると、行政がその仲介し、公示送達って形で仲介に入るような形になると思うんですけど、被害をこうむった方から、行政に対して、賠償請求というのは、念頭に置いているんでしょうか。又は全国でそのようなケースは、あるのでしょうか。

○藤川総務課長
　議員おっしゃる通り、名前等々を出しますので、そういったものが不特定多数の方に閲覧できるような状況になってしまうので、もしかしたら悪用されるということもあるのかもしれないというか、はっきりとは申し上げることはできませんけども、そういったことがあれば、市としても、当然対応はしなければならないというふうにございます。
　また、この制度も、今年始まったばっかりですので、今のところそういった事例があるかっていうのは、現状ちょっと確認できてないという状況でございます。

○佐藤武志委員
　今、ＡＩによるハッキングで、全国でも 600 を超える自治体で様々なトラブルがあると聞いているんですが、今後、対策をどのように考えていくか、お聞かせください。

○須貝副市長
　現在のところ胎内市において、被害はありません。また、その対策ということですけども、これまでも対策は講じておりますので、その隙間をついてくる、ＡＩで攻撃というところもありますが、そこについては管轄する総合政策課の情報部門としっかり対応していきますが、これまでも、継続して対応しているというところでご理解をいただきたいと思います。

○齋藤喬一委員
　公示終了後の電子データの取扱いについて、明記はございませんけれども、こちらの方は、過去履歴で検索できるのか、または一切削除するのか。

○藤川総務課長
　閲覧期間が過ぎましたら、削除することで考えております。よろしくお願いします。

自由討議

　無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会（10:25）